

平成 28 年 2 月 25 日

各位

会社名 株式会社ジャステック
代表者の役職氏名 代表取締役社長 中谷 昇
(コード番号：9717 東証 1 部)
問い合わせ先 常務執行役員総務経理本部本部長
市田 行雄
電話番号 03-3446-0295

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 25 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

改定後の内容は、下記のとおりです。

記

当社は、会社法および会社法施行規則に基づいて、次のとおり当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備します。(会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロおよびハ)

【1】取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制(会社法施行規則第110条の4第2項第1号)

1. 当社は、代表取締役社長直轄の「情報セキュリティ管理室」を設置しており、情報セキュリティマネジメントマニュアル等の諸規程等を定め、当社が取り扱うすべての情報資産を適切に保護するための情報セキュリティマネジメントシステムを確立して、情報処理設備およびそこで扱われている情報の不正利用、破壊および滅失の防止ならびに天災等からの保護に努めることとします。(当社は、「ISO27001」の認証を一般財団法人日本品質保証機構より受けております。)
2. 当社は、「個人情報保護コンプライアンスプログラム」を定めており、個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講じる体制を整備し、個人情報の保護に努めることとします。(当社は、「プライバシーマーク」の付与を一般財団法人日本情報経済社会推進協会より受けております。)
3. 当社は、法令に基づき備置および公示義務のある書類をはじめ、会社経営および業務執行に係る重要文書の保存およびその管理を適正かつ円滑に行うことを目的として、「情報センター」を設置しており、「情報センター運営規則」を定め、重要文書の登録、保存および閲覧等に関する取り扱いを一元的に管理することとします。

【2】損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第110条の4第2項第2号)

1. 当社は、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程および職務権限規程をはじめとする諸規程において、職務権限およびその行使に関する所定の手続きを定め、取締役会、代表取締役社長、取

締役、執行役員および管理職社員の責任と権限を明確にし、業務を執行することとします。

2. 当社は、代表取締役社長直轄の「予算編成委員会」を設置しており、各部署の業務計画に対する進捗状況、予測状況およびそれらの推移に係る予算統制を執行し取締役会へ報告することとします。
3. 当社は、代表取締役社長直轄の「監査室」を設置しており、役職員による不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努めることとします。
4. 当社は、次の国際標準のマネジメント要件を具備したマネジメントおよびそのリスクに対処するシステムを構築しており、継続的かつ実践的な運用を行うこととします。
 - ア. 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)
 - イ. 品質マネジメントシステム(ISO9001, CMMI)
 - ウ. 環境マネジメントシステム(ISO14001)
5. 当社は、事業継続計画を策定して災害等による損失の危険に備えるとともに、企業集団の全般的な取り組みとして、リスク管理の基本方針を定め、当社および企業集団の業務に係るリスクの識別と対処についての包括的なシステムを構築し、事業の継続を確保するための体制を整備することとします。

【3】取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第110条の4第2項第3号)

1. 当社は、中長期事業計画、予算および経営課題等に関する重要な経営情報の共有化を図る一方、社員からの提案制度に基づく経営への提言機会を設けるとともに、能力主義の具現化および人事評価の公平性を保つため、人事評価プロセスの明確化および評価結果の社内開示等を行っており、経営全般に関する透明度を高め、社内の組織的および人的牽制機能を確立し効率的な職務執行を実践することとします。
2. 当社は、毎月開催する定例取締役会において、各部署の業務計画に対する進捗状況および決算期時点における予測状況ならびにそれらの推移について報告を求めており、取締役全員が問題の所在を共有化して対策できる環境を整備し、その充実を図ることとします。
3. 当社は、執行役員制度を導入しており、「取締役会の経営に関する意思決定機能ならびに業務執行に対する監視監督機能およびその責任」と「執行役員の業務執行機能およびその責任」との区分を明確化することとします。

【4】取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第110条の4第2項第4号)

1. 当社は、法令の遵守はもとより広く社会一般から求められている価値観や倫理観に基づいて誠実にかつ責任を持って行動するために、「企業行動憲章」を定めており、この憲章を遵守して企業活動に取り組むこととします。
2. 当社は、「企業行動憲章」で『良き企業市民として、会社の発展に貢献するとともに、広く社会に眼を開き、企業の行動が社会常識から逸脱しないよう常に注意を払い、政治および行政との適切な関係を保つ。』と、会社の内外に向けて宣言するとともに、「企業行動憲章に基づくコンプライアンス行動指針」において市民社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは

断固として対決する旨を役職員に周知し、徹底することとします。

3. 当社は、代表取締役社長を委員長とし、取締役を構成員とする「CSR委員会」を設置しており、企業のガバナンス体制およびコンプライアンス体制の構築と整備ならびに監視を行なうこととし、企業の社会的責任、企業倫理および法令遵守の意識の周知徹底を図ることとします。
4. 当社は、代表取締役社長直轄の「監査室」を設置しており、業務執行ラインとは異なる立場で会計監査、組織および制度監査、業務監査等を実施し、不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努め、監査結果を代表取締役社長および監査等委員会に報告するとともに、監査対象部署に改善事項を勧告してその改善状況を監視することとします。

【5】当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第110条の4第2項第5号)

【5】-1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制(会社法施行規則第110条の4第2項第5号-イ)

1. 毎月開催する当社の定例取締役会において、各子会社の業務計画に対する進捗状況および決算期時点における予測状況ならびにそれらの推移について報告を求めており、取締役全員が問題の所在を共有化して対策できる環境を整備し、その充実を図ることとします。

【5】-2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第110条の4第2項第5号-ロ)

1. 当社は、リスク管理の基本方針を定め、当社および企業集団の業務に係るリスクの識別と対処についての包括的なシステムを構築し、事業の継続を確保するための体制を整備することとします。

【5】-3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制(会社法施行規則第110条の4第2項第5号-ハ)

1. 代表取締役社長直轄の「監査室」は、企業集団の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するために業務監査を実施または統括し、不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努め、監査結果を代表取締役社長および監査等委員会に報告するとともに、監査対象会社に改善事項を勧告してその改善状況を監視することとします。
2. 監査等委員会が企業集団の連結経営に対応した企業集団全体の監視および監査を実効的かつ適正に行えるよう、監査等委員会と会計監査人および監査室との緊密な連携体制を構築することとします。

【5】-4. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第110条の4第2項第5号-ニ)

1. 当社は、企業集団各社のCSR(Corporate Social Responsibility)ならびに経営理念および基本戦略を尊重するとともに、業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策ならびに企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要な規範および規則を整備することとします。

【6】監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項(会社法施行規則第110条の4第1項第1号)

1. 当社は、監査等委員会が職務の補助者を要請する場合には、監査等委員会付社員を置くこととします。

なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かないこととします。

2. 当該社員の任命、異動等人事権に係る事項については、監査等委員会の事前の同意を得て、取締役会が決定することとします。

【7】前号の取締役および使用人の他の取締役(監査等委員会である取締役を除く。)からの独立性に関する事項(会社法施行規則第110条の4第1項第2号)

1. 監査等委員会の要請に基づいて監査等委員会付社員を置く場合、当該社員は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査等委員会の指揮命令に従うものとします。
2. 当該社員の人事考課等については、監査等委員会の評価に基づいて監査等委員会の事前の同意を得て取締役会が決定することとします。

【8】監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第110条の4第1項第3号)

1. 監査等委員会付社員を置く場合、当該社員が監査等委員会の指揮命令に従うものである旨を周知徹底することとします。

【9】監査等委員会への報告に関する体制(会社法施行規則第110条の4第1項第4号)

【9】-1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人が監査等委員会に報告をするための体制(会社法施行規則第110条の4第1項第4号-イ)

1. 当社は、毎月開催する定例取締役会において、各部署の業務計画に対する進捗状況および事業年度末時点における予測状況ならびにそれらの推移を報告することとしており、必要に応じ、監査等委員以外の取締役および社員の職務執行について意見交換を実施することとします。
2. 監査等委員以外の取締役および社員は、法令または定款に違反する重大な行為および会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告することとします。
3. 当社は、社員がコンプライアンスに関して問題等を発見した場合の相談および通報窓口として「ヘルプライン」を設置しており、その担当部門は通報の状況について、通報者の保護に配慮したうえで、監査等委員会に適時報告することとします。
4. 監査等委員は、「情報センター」に保存管理されている会社経営および業務執行に係る重要文書について、独自の判断に基づき随時閲覧可能となっており、必要な場合には、監査等委員以外の取締役および社員に説明を求めることができることとします。

【9】-2. 子会社の取締役および使用人または当該取締役および使用人から報告を受けたものが当社の監査等委員会に報告をするための体制(会社法施行規則第110条の4第1項第4号-ロ)

1. 子会社の取締役および社員は、法令等の違反行為および企業集団に著しい損害を及ぼすおそれ

のある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を当該子会社の監査役ならびに当社の監査等委員会および当該子会社を管理する当社部門に報告することとします。

【10】前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第110条の4第1項第5号)

1. 当社は、監査等委員会への報告を行った当社ならびに子会社の取締役、監査役および社員に対して、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、企業集団の役職員に周知することとします。

【11】監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第110条の4第1項第6号)

1. 監査等委員が職務の執行に伴う費用の前払等の請求をしたときは、当該費用等が監査等委員会の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、当該費用または債務を支払うこととします。
2. 監査等委員の職務の執行に伴い発生する経常的な監査費用については、毎期、一定額の予算を設けることとします。

【12】その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第110条の4第1項第7号)

1. 監査等委員は、必要に応じて会計監査人および顧問弁護士等の意見を求め、また、監査室の内部監査結果の報告を受け、適時、当該関係者との意見交換を実施することができることとします。
2. 監査等委員は、会計監査人の四半期レビューおよび期末監査に係る関連各部署責任者への結果報告会に出席するとともに、会計監査人からの監査状況の報告連絡会等において、意見交換を実施することとすることができることとします。
3. 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、監査上の課題および監査体制の整備等について意見交換を実施することができることとします。

以上